

JACA No.14C—1992

クリーンルーム運転管理指針

Guidance for Operation of Clean Rooms

JACA 社団法人 日本空気清浄協会

JAPAN AIR CLEANING ASSOCIATION

目 次

1. 適用範囲	2
2. 用語の意味	3
3. クリーンルーム要員	3
3.1 クリーンルームの専門家	3
3.2 クリーンルームの作業員	5
3.3 クリーンルーム要員の入退室及び室内での注意事項	6
4. クリーンルーム用衣服の管理	8
4.1 クリーンルーム用衣服	8
4.2 クリーンルーム用衣服の管理	9
5. クリーンルームの管理	10
5.1 クリーンルーム用備品	10
5.2 クリーンルーム内の製造設備及び関連設備	11
5.3 クリーンルーム運転施設	12
5.4 クリーンルームにおける機材の搬入・搬出	14
5.5 クリーンルームにおけるモニタリング	14
5.6 クリーンルーム施設の清浄化	16
附属書1 クリーンルーム用衣服	19
本文解説	27
附属書解説	31

本文書の無断転載、翻訳を禁ず

クリーンルーム運転管理指針

Guidance for Operation of Clean Rooms.

(JACA NO.14C-1992)

昭和55年8月31日制定

昭和59年3月10日改正

昭和61年6月30日改正

平成4年7月1日改正

社団法人 日本 空 気 清 浄 協 会

コンタミネーションコントロール調査専門委員会

クリーンルーム運転管理指針検討委員会

目 次

1. 適用範囲

2. 用語の意味

3. クリーンルーム要員

3.1 クリーンルームの専門家

3.1.1 クリーンルームの専門家が責任を負うべき事項

- (1) 取り扱う製品
- (2) 当該クリーンルーム
- (3) クリーンルームへの入室者の管理
- (4) 作業員に対する教育・訓練
- (5) クリーンルームの運転・停止
- (6) クリーンルーム施設の管理と記録
 - (a) クリーンルーム施設の管理・記録
 - (b) 修理(点検)
 - (c) 保全用予備品の整備・記録
 - (d) 施設の清掃記録

3.2 クリーンルームの作業員

- 3.2.1 クリーンルーム作業員の選定
- 3.2.2 クリーンルーム作業員が平素心懸けておくべき事項
- 3.2.3 クリーンルームに持込んではならない物品

3.3 クリーンルーム要員の入退室及び室内での注意事項

- 3.3.1 入室
- 3.3.2 退室
- 3.3.3 クリーンルーム内での注意事項

4. クリーンルーム用衣服の管理

4.1 クリーンルーム用衣服

- 4.1.1 生地としての必要条件
- 4.1.2 縫製
- 4.1.3 フード・帽子
- 4.1.4 クリーンルーム用履物
- 4.1.5 手袋

4.2 クリーンルーム用衣服の管理

- 4.2.1 新品及びクリーニング後の受け入れ検査
- 4.2.2 支給
- 4.2.3 一時保管
- 4.2.4 状態(汚染・損傷)検査と洗濯及び廃棄時期の決定
- 4.2.5 修理
- 4.2.6 保管
- 4.2.7 クリーニング

5. クリーンルームの管理

5.1 クリーンルーム用備品

- 5.1.1 一般的事項
- 5.1.2 机
- 5.1.3 椅子
- 5.1.4 運搬箱
- 5.1.5 運搬車
- 5.1.6 筆記用具
- 5.1.7 掲示板・黒板類
- 5.1.8 くず入れ

5.2 クリーンルーム内の製造設備及び関連設備

- 5.2.1 製造設備と関連設備の選定
- 5.2.2 製造設備と関連設備の配置及び設置
- 5.2.3 製造設備及び関連設備の使用上の注意事項
- 5.2.4 製造設備と関連設備の保全

5.3 クリーンルーム運転施設

- 5.3.1 フィルタ
- 5.3.2 エアシャワ
- 5.3.3 パスボックス
- 5.3.4 真空掃除機
- 5.3.5 エアロック(要員の退出用)
- 5.3.6 エアロック(物品の搬入出用)

5.4 クリーンルームにおける機材の搬入・搬出